

新規登録

更新登録

変更登録

申請書（1）

収入印紙又は証紙貼付箇所 (消印しないこと。) 千葉県収入証紙 2000円 千葉県収入証紙 5000円 千葉県収入証紙 10000円			
観光庁長官 千葉県知事 登録 旅行業 旅行業者代理業 第3-0000号			
業務の範囲 (旅行業の場合)		第一種旅行業務 第二種旅行業務 第三種旅行業務 地域限定旅行業務	
ふりがな		ちばかんこうきかく	
氏名 (法人にあっては、その名称)		株式会社千葉観光企画	
ふりがな		やまだ たろう	
代表者の氏名 (法人の場合)		代表取締役 山田 太郎	
ふりがな		ちばしちゅうおうくいちばちょう	
住所 (法人にあっては、その所在地)		〒260-0000 千葉県千葉市中央区市場町〇番〇号	
ふりがな		ちばかんこうきかく ちばかんこうおふいす	
商号		株式会社千葉観光企画（千葉観光オフィス）	
ふりがな	ちゅうおうえいぎょうしょ	ふりがな	ちばしちゅうおうくいちばちょう
主たる営業所の 名称	中央営業所	主たる営業所の 所在地	〒260-0000 千葉県千葉市中央区市場町〇番〇号
代理する旅行者（旅行者代理業の場合）			
氏名又は名称		住所	
令和〇〇年〇〇月〇〇日 観光庁長官 千葉県知事 殿 第三条 新規登録 旅行業法 第六条の三第一項 の規定による 更新登録 の申請をします。 第六条の四第一項 変更登録 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。 申請者の氏名又は名称 株式会社千葉観光企画 代表取締役 山田 太郎			

注 登録番号の記載は更新登録の申請の場合に、収入印紙又は証紙の貼付は、手数料を納めなければならない登録の申請の場合に限る。

